

(仮称) 小平第十三小学校等複合施設の整備に関する基本計画 骨子案

第1章 基本計画策定の背景・目的

1 計画策定の経緯

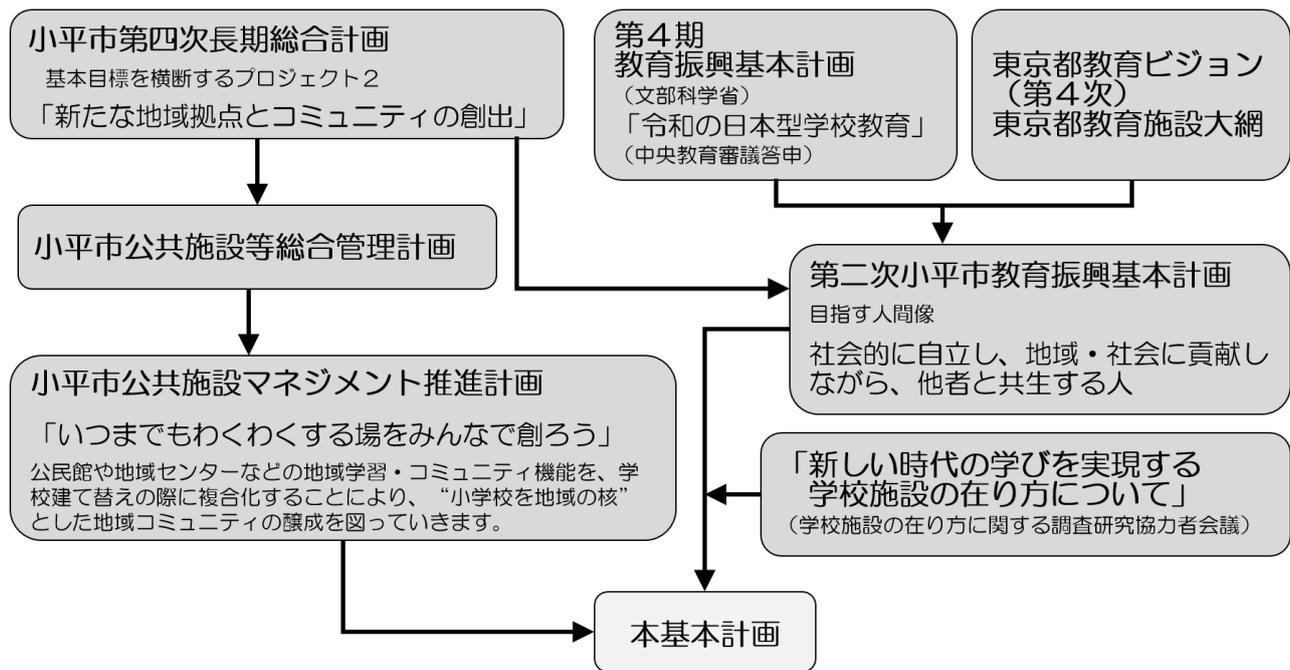
将来の人口減少、公共施設の老朽化等、公共施設を取り巻く環境が変化中、市ではこれからの公共施設のあり方等について取り組む公共施設マネジメントを推進しています。

小平第十三小学校は、児童数の推移、他の小学校との将来的な統合の可能性が低いことなどから、更新をすることとしました。

新しい、(仮称) 小平第十三小学校等複合施設は、小平第十三小学校、(仮称) 十三小地区交流センター※1、十三小学童クラブの機能を持つ複合施設で、教育活動の充実や教育環境の向上を図るとともに、小学校を地域の核とした地域コミュニティの醸成を図ることを目的としています。

なお、複合施設の整備に伴い、通学区域内にある小川西町地域センターと小川西町中宿地域センターの機能は廃止を予定しています。

2 上位・関連計画の位置付け



※1 (仮称) 十三小地区交流センターは、地域学習・地域コミュニティ機能を持つ施設です。

第2章 共通編

小平第十一小学校等複合施設の整備に関する基本計画を踏まえ、(仮称)小平第十三小学校等複合施設及び市内小学校の更新に関する共通事項について、共通編としてまとめます。

1 複合化する施設

小学校等複合施設の整備にあたっては、以下の公共施設を複合化します。

- ◇ 小学校
- ◇ (仮称) 地区交流センター
- ◇ 学童クラブ第一／学童クラブ第二

2 整備コンセプト

「子どもたちが快適に学び、また多世代がつながり高め合う 地域の拠点となる学校をめざして」子どもたちにとって学びやすく活動しやすい環境の整備を第一にとらえながら、子どもたちと地域の様々な人が関わり合う中で、子どもたちの成長を支え、また地域の多世代の人々が様々な交流や地域活動を通じ誰もが役割と生きがいを持ちながら、共に地域を創る拠点づくりを目指します。

3 施設の相互利用

学校の教育活動等や地域活動等の充実、児童と地域住民の交流の促進、公共施設の有効活用を図ることを目的とし、施設の相互利用を想定します。また、学校施設と(仮称)地区交流センターの重なり合う場所に、児童や地域住民が気軽に立ち寄り、交流できるスペースを設置します。地域力を還元する場として、放課後子ども教室等と連携して、小学校の活動を地域で支えます。

4 整備方針

(1) 小学校

① 多様な学習活動に柔軟に対応できる学習環境の整備

習熟度別指導や対話的な学習、外国語指導、運動による健康の保持増進、キャリア教育の実践(いのちの学習の実践)など、多様な学習活動に柔軟に対応できる施設づくりを行います。

また、GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育活動の充実や、少人数学級の実現など、さらに教育環境が進化・多様化していく中で、弾力的に対応できる空間が求められていきます。複合施設の機能を有効に活用することで、教育活動の幅を広げ、質を高める施設づくりを行います。スペース活用の観点や財政面を踏まえ、スケルトンインフィル等の工法により工夫した空間づくりを目指します。

② 安全・安心で快適な学校空間の整備

多様な人々が利用する施設が複合化されることから、児童の安全を守り、安心して過ごせる学校を基本とします。子どもたちが地域とのふれあいのなか、様々な経験を通して学ぶことを楽しめ、わくわくできる学校を目指します。

また、児童が落ち着いて、のびのびと過ごすことができる居心地の良い空間を創出するため、環境に配慮した温かみのある空間づくりを行います。

クールダウンや不登校支援のための空間づくりを行い、多様な子どもたちが安心して過ごせる学校を目指します。

③ 地域を愛し、地域に愛される開かれた学校づくり

小学校は、コミュニティ・スクールとして「地域とともにある学校」づくりを推進しています。また、地域教育コーディネーターや地域住民等のボランティア、放課後子ども教室、総合的な学習の時間などにおいて地域の人たちと連携しながら教育活動を支援してもらっています。

小学校が地域の拠点となることを契機に、さらに連携を深め、協働を重ね、互いに支え合える学校を目指します。

(2) (仮称) 地区交流センター

① 新たな活動を生み出す地域コミュニティの拠点

“小学校を地域の核”とした地域コミュニティの醸成を図っていくことを目指します。学校教育と地域コミュニティ機能が重なりあうことで、さらなる教育環境の充実や放課後活動支援、多世代交流、防犯・防災、子どもの見守り、元気高齢者の活躍の場、様々な担い手が連携した活動など、新たな活動が生まれ、発展していくような地域コミュニティの拠点づくりを行います。

また、地域の防災活動拠点としても、学校、地域、市等が協働し、地域における共助の力をはぐくむことができる地域コミュニティを目指します。

② 様々な人々が活動しやすい施設づくり

地域の身近な活動の場として、また、災害時の防災活動拠点として、誰もが安心して利用しやすい施設づくりを行います。

エレベーターの設置やユニバーサルデザインを採用し、様々な人々が支障なく利用できる施設とします。さらに、各機能が有機的に連携し、地域に住む様々な住民が、多様な担い手として円滑に活動できるためのプラットフォームを目指します。

③ 人々の「地域のために」という想いを大切に、地域貢献や地域還元役に役立つ施設づくり

地域住民がお互いに認めあい、支えあい、助けあえる地域コミュニティを育成し、地域愛や地域貢献意識を育む場をつくりまします。

市民が課題解決や自己実現のために主体的に学び、活動し、さらには、そこで得た成果を地域に還元したり、次の世代に伝えたりするなど、地域を共に創っていくことができる場を目指します。

(3) 学童クラブ

① 将来的な児童数に応じた学童クラブの設置

学童クラブの登録児童数は、保護者の働き方等の社会状況を背景に、一定程度の増加が見込まれますが、一方で、推進計画では、小学校の更新時期に合わせてクラブ数を縮減することとしています。更新の際は、必要なクラブ数を検討するほか、国の新・放課後子ども総合プランに則った学校教室の活用を推進するとともに、(仮称)地区交流センターとの相互利用を検討します。

② 子どもが安心して過ごし、様々な交流が図られる施設づくり

子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援の考えから、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整えます。現状と同程度の登録児童数を想定し、必要な保有面積を確保します。

放課後子ども教室との連携を図りやすい施設づくりを行うとともに、学校や地域との連携を図り、子どもの遊びを豊かにし交流の場を広げるために、校庭や体育館の利用がしやすい施設づくりを行います。

5 施設の整備水準

(1) 小学校

① 施設規模

市制施行100周年（2062年度）に向けた学校の統合・配置の考え方に示された学級数の適正規模を踏まえ、最新の小平市人口推計補足版を活用して児童数を推計することにより、必要な学級数を想定します。学級数が不足する場合は、普通教室に転用可能な多目的教室等を確保したうえで、学校内の教室の運用上の工夫等により対応することとします。

② 整備機能

(ア) 学習機能

従来の学習機能に次の機能を加えた施設とします。

◇多様な学習活動が展開できる空間の整備

普通教室の広さについては、JIS規格が変更され児童の机サイズが大きくなったこと、GIGAスクール構想によるICT機器活用の拡大により学習者用端末を含む学習用具の置場が必要になったこと、教科書やランドセルの大型化などの物理的要素や、机間指導や多様な学習活動を展開する必要性などの教育的要素により、従来では狭隘になっていることから、72㎡程度の面積を整備します。

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるため、多様な学習活動に柔軟に対応できる空間として、廊下側の壁を可動壁とすることで、教室と廊下を連続する空間として活用できるオープンスペース（教室に隣接して設ける多目的スペース）を整備します。なお、敷地の制約等により、オープンスペースの導入が困難な場合は、この限りではありません。

主体的・対話的で深い学びを実現するため、学校図書館を、対話や発表をしながら学習を進めるためのラーニング・コモンズ^{※1}として整備します。

◇多様な教育的ニーズのある児童への対応

教育上多様な支援を必要とする児童に対して、一人一人の児童の教育的ニーズを踏まえた指導・支援を実施するため、不登校支援スペース、クールダウンスペース^{※2}、を整備するほか、特別支援学級等の整備を検討します。クールダウンスペースは、カウンセリングルームや特別支援教室等、その他の居室との兼用を検討します。

また、間仕切り、簡易テント等により、個別のスペースの確保に配慮します。不登校支援スペースについては、他の児童からの視線に配慮し、原則として職員室に近く、普通教室から離れた配置とします。

※1 紙媒体の図書や電子情報など、様々な情報が活用できる機能を持ち、読書や調べ学習、グループでの対話や発表などが可能な空間のこと。

※2 障がいのある方が、気持ちを落ち着かせてパニックを防ぐことを目的としたスペース。外部の音や視線の遮断、掲示物をなくして見える情報を減らすなど様々な方法があります。

(イ) 地域交流機能

学校運営時間以外に地域住民が利用できる施設とします。

◇地区交流スペース

学校と地域との交流スペースとして多目的ホールを整備します。

◇地域開放室

生涯学習に係る学習・文化の振興及びスポーツの普及並びに子どもの安全な遊び場を確保するため、学校教育に支障のない範囲で次の教室等を開放します。

- ・普通教室（外国語教室、多目的教室）
- ・特別教室（家庭科室、音楽室、図工室、学校図書館）
- ・体育館、校庭等

◇地域学校協働活動

学校教育活動を支える地域教育コーディネーターや地域住民等のボランティア、放課後子ども教室などが活動しやすいよう事務室を整備します。

(2) (仮称) 地区交流センター

① 施設規模

新建築物を整備するにあたり、複合化による廊下や階段等の共用化、貸し部屋の多目的化により単独施設と比べ効率的な運営を目指し、面積の縮減を図ります。延べ床面積は、小平市公共施設マネジメント推進計画に基づき、用途地域等を踏まえ、約600 m²程度とします。

貸し部屋は目的別に設けるのではなく、会議、学習、講座、集会等に供する多目的室を設け、様々な用途で利用できる部屋とします。

② 整備機能

事務室、ロビー、ホール1つ、多目的室（洋室複数・和室1～2つ）等を設けます。

設備面では、ICT機器を活用した地域学習や交流など、多様な活動に対応できる設備を検討します。

(3) 学童クラブ

① 施設規模

児童数の推計から登録児童数を想定し、児童1人につき、おおむね1.65m²以上を確保します。

② 整備機能

児童が安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えます。

放課後児童健全育成事業の支援の提供に必要な設備及び備品等を備えます。

室内のレイアウトや装飾、採光、換気等児童の保健衛生にも配慮し、児童が心地よく過ごせるような工夫、設備を備えます。

児童の発達段階に応じた遊びや活動ができるような空間や設備、備品等を工夫します。

(4) 各施設共通

① ユニバーサルデザイン

施設を利用する児童、教職員、保護者、地域住民等にとって、わかりやすく、安全で、利用しやすい、ユニバーサルデザインの視点を考慮した設計とします。

② 環境配慮

小平市第三次環境基本計画や小平市第二次下水道プラン等に基づいた、「公共建築物のエコデザイン」の方針により、太陽光発電設備の設置を基本とし、Net Zero Energy Building (Ready) の性能を視野に入れながら、太陽光発電設備、雨水浸透設備、省エネルギー設備等を整備します。

③ 防災機能

小学校は、災害対策基本法上の指定避難所に位置付け、一次避難所とし、(仮称) 地区交流センターも同様に、災害対策基本法上の指定避難所に位置付け、福祉避難所とします。

また、避難所としての必要機能として、非常電源や非常用飲料水、マンホールトイレなどを整備します。

6 設計方針

(1) 配置計画

敷地の形態や広さを考慮し、建物部分とその他の部分との均衡を図りながら、複合化する各施設へのアクセス性や安全性を考慮し建物を配置します。

各施設の室内や屋外運動場へ、適度な日照、通風を確保できる建物配置とするとともに、周辺住宅等への、日影やプライバシー、音等の影響に配慮した配置とします。

災害時における、児童等の安全な移動経路を確保するとともに、避難所機能を確保する観点から、工事中における体育館の存続性について配慮します。

(2) 平面計画

各諸室は、その用途や目的別のまとまりを形成し配置するとともに、それぞれのまとまりの利用者が異なるまとまりのある活動空間を通り抜けることなく、円滑に移動することができるよう空間を構成します。

また、各諸室の位置は、それぞれの特性や関係性に配慮した配置とし、学校と地域の交流の核となるよう多目的ホール（交流スペース）を学校内に配置します。

将来の学級数の変動や用途変更に対応できるよう、構造壁の配置や床の積載荷重、排煙区画の設定に留意します。

災害時を考慮し、複数の避難経路を確保できる計画とするとともに、災害復旧時における教育活動の早期再開の観点から、避難所機能と教育機能の区画や動線を分離できるよう計画します。

(3) 各室計画

普通教室などの各室は、学習内容・学習形態等の変化、学習方法の進展に柔軟に対応し得るよう計画するとともに、日常的なICTの活用を考慮し、情報端末の収納場所や充電場所等を確保します。

特別教室は、教育内容・教育方法等に応じて、それらの教科等に必要な機能を確保できる面積とします。

また、特別教室に付設される準備室は、教員の執務、実験・実習等の準備及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とします。

体育館については、式典などの際に、全校児童が着席可能なアリーナやステージなどを整備します。

プールについては、令和5年度に実施している「小平市立学校プールのあり方検討」の検討結果を踏まえ、方針を決定します。

(4) 外構計画

運動場の広さは、学校教育法に基づいた、小学校として必要な面積を確保するとともに、150mトラックと50mの直線コースを設けられる広さとします。

また、日影の影響などにより、降雨時の水はけや降雪時の融雪が滞ることが想定される場合には、当該部分に全天候型の舗装とします。

学校関係者や（仮称）地区交流センター利用者ための駐車場及び駐輪場を設けます。

(5) 設備計画

各設備は、各施設で要求される性能を安定的に確保できる器具やシステムを計画するとともに、省エネルギー性などの環境負荷低減の視点や、初期投資時に必要な費用、維持管理に必要な費用等を総合的に考慮し計画します。

各機器等の設置については、地震時においても落下・転倒等による危険の生ずることのないよう計画します。

また、設備機器や設備部材の耐用年数は、建築物に比べ短期となり建築物のライフサイクルの中で数度の更新が必要となることから、それらの更新性やメンテナンス性に配慮したスペースを確保します。

(6) 緑化計画

緑化に当たっては、「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、緑化面積の確保に努めるとともに、植物の種類や周辺生態系へ配慮した緑化を行います。

7 各種計画の評価

施設の配置計画や平面計画等は、敷地の方位や建物の形状などにより複数の案が想定されることから、本計画の中で、それぞれの計画案の特性を評価し一定の整理をします。

評価にあたっては、文部科学省の「学校施設整備指針」で示された留意事項を踏まえ、学校施設を整備・活用していく上で重要となる、安全性、快適性、学習環境への適応性、地区交流活動への適応性、周辺環境への適応性、自然環境への適応性、経済性、可変性の8分野を評価軸とします。

また、評価の対象は配置計画と平面計画とします。

- (1) 配置計画 敷地の形状に合わせ、東西南北それぞれに建物を配置した案を比較します。
- (2) 平面計画 各方位に建物を配置した場合の内部計画について比較します。

第3章 個別編

1 敷地概要

所在地 小平市小川西町一丁目22番1号
土地面積 14,356.10 m²
用途地域 第一種低層住居専用地域（建ぺい率40%・容積率80%）
高度地区 絶対高さ 10m、種別 第I種
防火地域 指定なし
日影規制 5m・10m・測定高 3時間・2時間・1.5m

2 施設規模

(1) 小平第十三小学校

- ① 児童数の推移
- ② 児童数の推計
- ③ 更新時における児童数及び学級数の設定

(2) (仮称) 十三小地区交流センター

(3) 十三小学童クラブ第一／十三小学童クラブ第二

3 各種計画

(1) 配置計画

敷地の形状に合わせて、東西南北それぞれの側を中心に建物を配置した場合を比較検討し、建物の配置を決定します。

(2) 平面計画

小学校内の諸室のつながりや動線、小学校と(仮称)十三小地区交流センターのつながりや動線などについて、関係者・利用者の意見を伺いながら検討し、配置の方針を決定します。

(3) 各室計画

諸室の広さや機能について、関係者・利用者の意見を伺いながら検討し、方針を決定します。

(4) 外構計画

小学校の運動場面積やその形状、(仮称)十三小地区交流センターの駐車場台数などについて、方針を決定します。

(5) 設備計画

設備について、必要な機能・性能を考慮し、記載します。

(6) ユニバーサルデザイン

各種設備について、関係者・利用者の意見を伺いながら検討し、方針を決定します。

(7) 環境配慮

各種設備について、費用面を考慮しながら検討し、方針を決定します。

(8) 緑化計画

周辺環境や既存樹木、校庭の芝生の存続などについて、関係者・利用者の意見を伺いながら検討し、方針を決定します。

(9) 防災計画

避難所として整備する機能、性能について、方針を決定します。

(10) 工事計画

体育館機能を存続させる点や、既存施設の解体、新施設の建設手順等について記載します。

4 通学区域内にある地域コミュニティ施設の跡活用

(1) 小川西町地域センター

(仮称) 十三小地区交流センターの供用開始後に地域センター機能は廃止しますが、建物の残存耐用年数は約17年あることから、目標耐用年数到来を迎える他の公共施設の機能の移転先としての活用や、民間への貸付・売却について検討します。

検討を経た上で有効な活用の見込みがない場合には、施設を解体した上で跡地は売却を行い、今後、更新を迎える公共施設の整備費等に充てることとします。

(2) 小川西町中宿地域センター

(仮称) 十三小地区交流センターの供用開始後に地域センター機能は廃止しますが、建物の残存耐用年数は約24年あることから、目標耐用年数到来を迎える他の公共施設の機能の移転先として活用を検討します。その際には、都営住宅との合築施設であることから東京都との調整を踏まえ、用途変更等の手続きを行います。

なお、小川西町中宿地域センターの目標耐用年数到来時(2054(令和36)年)には、東京都に本都営住宅の取扱いの方向性を確認した上で調整を行います。

5 事業スケジュール

- | | |
|----------------|-----------|
| ・令和5年度末 | 基本計画の策定 |
| ・令和6年度から令和8年度 | 基本設計・実施設計 |
| ・令和9年度から令和11年度 | 工事 |
| ・令和12年度以降 | 供用開始(予定) |